

# 広島市消費生活センターだより

## 還付金詐欺が 増加しています!



### 事例

年金事務所を名乗り「健康保険の還付金が2万円あり、書類を送ったが返事がなかった。今ならまだ返金できるので、携帯電話を持ってATMへ行くように」と電話があった。これから出かける予定があると断ったが、名前と取引がある銀行名を聞かれたので答えた。

### アドバイス

- 役所等をかたり「お金が返ってくる」という**還付金詐欺**の電話が増加しています。還付金の申請のためにATMへ行くよう指示することはありません。
- 名前や住所、金融機関名、口座番号等の個人情報を聞かれても絶対に答えてはいけません。伝えた個人情報を元に、新たなトラブルに巻き込まれる可能性があります。
- 還付金に心当たりがある場合は、相手から教えられた電話番号に電話するのではなく、自分で役所等の担当部署を調べたうえで連絡し、確認してください。

**困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。**

## 広島市消費生活センター

# ☎082-225-3300

相談無料  
秘密厳守  
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))

見守り  
新鮮情報

# 強引な勧誘や キャンセル妨害も! 中古自動車の 売却トラブルに注意



©Kurosaki Gen

インターネットの一括査定サイトで**中古車**の査定を依頼したところ、5社から連絡があり、その中の1社が自宅へ**査定**に来た。

「ドアに修理歴がある。事故車なので15万円だが、今日**すぐに引き渡せば** 25万円で**買い取る**」と、**強引に契約**させられ、**車を持って行かれた**。30分後に「他社と比較したいので車を戻してほしい」と伝えたが「今から返すのは面倒だ。他社にはこちらから連絡する」と言われ、**車を返してもらえない**。解約して車を取り戻したい。(70歳代)

## ひとこと助言

断るときは  
きっぱりと!



見守るくん

- 車の売却は、特定商取引法によるクーリング・オフの対象外です。査定の中で「今日なら高く買い取る」などと急かされても、一度冷静に考えましょう。
- 複数の事業者からの査定額をしっかりと比較検討することが大切です。強引に売却を迫る事業者には「今回は査定をお願いしただけで、今は売らない」「他店の査定額と比べる」などと伝え、きっぱりと断りましょう。
- 契約後は、原則として契約書の内容に従うことになります。契約前に契約書をよく確認しましょう。特にキャンセル料の金額や発生時期の確認は重要です。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等(消費者ホットライン188)、もしくは、車買い取りの事業者団体である(一社)日本自動車購入協会(JPUC)の消費者相談窓口(0120-93-4595)にご相談ください。